

高浜発電所

原子炉施設保安規定変更認可申請(補正)について (津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 および1,2号炉の有毒ガス防護)

2020年12月10日 関西電力株式会社

1. 保安規定変更認可申請(補正)の概要について

1

1. 経緯

- 高浜発電所の新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請については、2019年7月31日に申請を行い、 2019年8月以降、審査を進めて頂いている。これまでの補正申請および補正内容は以下のとおり。
 - ·原子炉施設保安規定変更認可申請[補正](2019.10.8)【高浜3、4号炉分離,SA高度化追加他】
 - ·原子炉施設保安規定変更認可申請[再補正](2020.6.12)[高浜1、2号炉 有毒ガス防護追加他]
 - ・原子炉施設保安規定変更認可申請[再々補正](2020.10.16)[津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応他*]
- ✓ 本日は、「津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応」及び「高浜1,2号炉 有毒ガス防護」について説明する。
 (※高浜3、4号炉 特重認可等に伴う

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の補正概要

認可内容の反映、記載適正化も実施)

設置許可審査を踏まえ、「津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応」に関連する条文を下表のとおり変更する。

変更範囲			主な変更内容	説明資料	
第 4 章	第68条の2	津波防護施設	 ▶ 津波防護施設のLCOに潮位観測システム(防護用)として潮位計および衛星電話(津波防護用)を追加。所要数は以下のとおり。 ・潮位計:3台 ・衛星電話(津波防護用):4台(A、B中央で各々2台) 		
부	第89条	予防保全を目的とした点 検・保修を実施する場合	▶ 取水路防潮ゲートの点検を表89-1 に追加 (2019年7月16日に取り下げた申請について、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応も踏まえた点検・保修を実施する場合の措置等を整理・検討し追加)	P 5、6 参照	
	響筆 白然巛宝	郷笙 白然祭	火災、内部溢水、火山影 響等、自然災害および有	▶ 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合に、循環水ポンプの停止(プラント停止)、取水路防潮ゲート閉止、原子炉の冷却操作を実施すること等を追加	P 7 参照
添付	添付 2	毒ガス発生時の対応に係 る実施基準	▶ 発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合等の対応事項 (取水路防潮ゲートの保守作業の中断等)等の追加	P 8、9 参照	
	添付 3	重大事故等および大規模 損壊対応に係る実施基準	▶ 津波警報等が発表されない津波襲来時に原子炉を停止する手順等を社内標準に 定めることの追加	_	
	附則	_	▶ 警報なし津波への対応に関連する規定の適用時期を記載	P10参照	

3. 高浜1、2号炉 有毒ガス防護の補正概要

高浜3、4号炉の有毒ガス防護については、既に保安規定の認可をいただいており、高浜発電所としての有毒ガス防護に必要 な運用を整理済であるため、今回は高浜1,2号炉を防護対象に追加するにあたって必要な内容を反映した。⇒P12、13参照

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(1/10)

2

(1) 第68条の2(津波防護施設)について(1/3)

【LCOについて】

保安規定 第68条の2において、以下の赤文字部分を 運転上の制限に追加する。

表68の2-1 運転上の制限 項目 運転上の制限 (1) 取水路防潮ゲートが2系統*1のゲート落下機構により動作可能*2であること 津波防護施設 (2) 潮位計3台が動作可能*3であること (3) 衛星電話(津波防護用) 4台*5*6が動作可能であること ※1:2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。

※1:2条航とは機械式グラッチおよび電磁式グラッチのケート落ト機構をいう。
※2:動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう(外部電源喪失時も含む)。

なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす(以下、本条において同じ)。

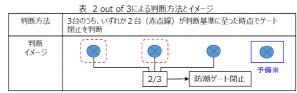
- ※3:本条における動作可能とは、中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動※4を確認できることをいう。
- ※4:取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動とは、潮位計の観測潮位が 10 分以内に 0.5 m以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること、または 10 分以内に 0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5 m以上下降することをいう。
- ※5:衛星電話(津波防護用)4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の各々2台をいう。また、衛星電話(津波防護用)には、衛星電話(固定)と兼用するものをA中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることができる。
- ※6:衛星電話(津波防護用)と兼用する衛星電話(固定)が動作不能時は、第85条(表
- 85-20)の運転上の制限も確認する。

※4台の潮位計は、いずれも施設影響が生じるケースを漏れなく確認でき、 2台による検知がどのような組み合わせでも、取水路防潮ゲート閉止判断 に差異を生じないことを確認している。よって、閉止判断に用いる潮位計は、 単一故障を想定しても3台で対応可能であり、予備は固定しない。

また、今後、潮位計測定データを取得し、保安規定添付2「津波評価条件の変更の要否確認」に基づき、確認を行う。

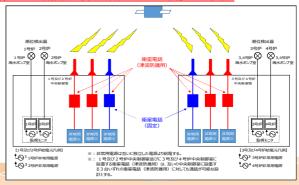
○潮位計

潮位計は、合計4台設置し、1台は予備(※)としている。 2 out of 3の扱いとし、<u>単一故障を想定しても動作を保証する設</u> 備数 (3台) を所要台数とする。



○衛星電話(津波防護用)

1号および2号炉を担当する当直課長または3号および4号炉を担当する当直課長は、他方の中央制御室の当直課長へ潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いて、警報発信したことを報告することとし、単一故障を想定しても対応を保証する設備数(中央制御室毎に2台)を所要数とする。



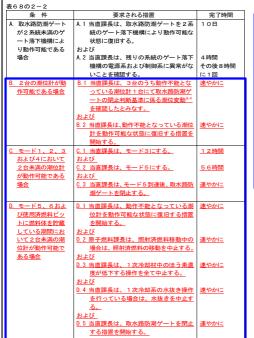
2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(2/10)

表 6 8 の 2 - 2 (続き)

3

(1)第68条の2(津波防護施設)について(2/3)

【要求される措置、AOTについて】



- T-	要求される措置	帯 「時間				
E. モード1、2、3	E.1 電気保修課長は、動作不能となってい	10日**7				
および4において	る設備を動作可能な状態に復旧する。					
4 台未満の衛星電	および					
話 (津波防護用)	E.2 電気保修課長は、代替手段***を実施す	速やかに**7				
が動作可能である	a .					
場合						
	F 4	速やかに**7				
F. モード5、6およ	F.1 電気保修課長は、動作不能となってい る設備を動作可能な状態に復旧する措	速やかに***				
び使用済燃料ピッ						
<u>トに燃料体を貯蔵</u> している期間にお	置を開始する。					
	および F.2 電気保修課長は、代替手段***を実施す	Mark to the W.7				
いて4台未満の衛		速やかに***				
星電話(津波防護	<u> </u>					
用)が動作可能で	および	Mark to the W.7				
<u>ある場合</u>	F.3 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止	速やかに***				
	する措置を開始する。					
6. ±− 1 1 2 3	6.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
および4において	および					
条件 A <u>または E</u> の	6.2 当直課長は、モード5にする。	56時間				
措置を完了時間内	および					
に達成できない場	G.3 当直課長は、モード5到達後、取水路防	<u>速やかに</u>				
合	潮ゲートを閉止する。					
H. モード5、6およ	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の	速やかに				
び使用済燃料ピッ	場合は、照射済燃料の移動を中止する。					
トに燃料体を貯蔵	および					
している期間にお	H. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃	速やかに				
いて条件Aの措置	度が低下する操作を全て中止する。					
を完了時間内に達	および					
成できない場合	H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作	速やかに				
	を行っている場合は、水抜きを中止す					
	る 。					
	および					
	H.4 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止	速やかに				
	する措置を開始する。					
※7:原子炉設置者所掌	」 外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌す	る設備)の故障等				
	限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対					
外する。						
※8:同種の通信機器として、衛星電話(固定)による通信手段を確保する。						
なお、衛星電話(津波防護用)の補助設備として運転指令設備、保安電話(固						

○潮位計 【B,C,D項】

保安規定の運転上の制限にて要求している潮位計3台のうち、潮位計1台が動作不能となった場合は、その1台は閉止判断基準に係る潮位変動を確認したとみなし、もう1台が閉止判断基準に係る潮位変動を確認すれば、取水路防潮ゲートを閉止する。

また、故障等により<u>潮位計2台が動作</u> 不能となった場合は、原子炉を停止する こととし、停止後に取水路防潮ゲートを 閉止する。



○衛星電話(津波防護用) 【E,F,G項】

保安規定の運転上の制限にて要求している衛星電話(津波防護用)が4 台未満となった場合は、動作不能となった設備を復旧するとともに、代替手段 (次頁参照)を実施することで中央制御室間の連絡手段を確保する。

定)、保安電話(携帯)を活用する。

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(3/10)

(1) 第68条の2(津波防護施設)について(3/3)

【衛星電話(津波防護用)がLCO逸脱した場合の対応】

- ✓ 同種の通信機器として、下表に示す優先順位により通信手段を速やかに確保(確保できない場合はプラント停止)し、中央制御室間で連携できるようにするとともに、潮位観測システム(補助用)を活用し、それぞれの中央制御室においてすべての潮位計を監視する。
- ✓ 下表の通信手段の確保を前提に、潮位計と同様に衛星電話(津波防護用)を可能な限り短時間で 復旧する措置を開始することが必要と考え、前頁E.1の要求される措置の規定を「動作不能となった設 備を『速やか』に『復旧する措置を開始する』」と見直すこととする。
- ✓ また、衛星電話(津波防護用)の屋外構成品であるアンテナ等が、竜巻による同時損傷によりLCO 逸脱した場合、保安規定添付2に基づき、予備品を用いて安全機能回復の応急処置を行うとともに、 安全機能回復が困難な場合はプラント停止する手順を整備する。

原火顺丛	設備	台数		
優先順位		A中央制御室	B中央制御室	
1	衛星電話(固定)	1台	1台	
2	保安電話(携帯)	7台	7台	
3	保安電話(固定)	5台	5台	
4	運転指令設備	13台	19台	

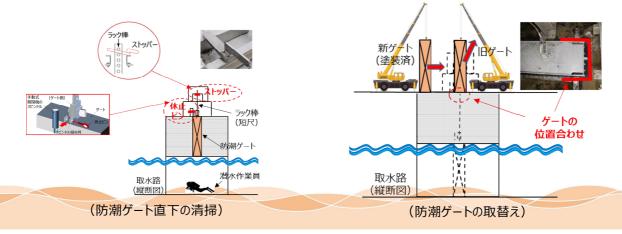
2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(4/10)

(2) 第89条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)について(1/2)

- ▶ 取水路および取水路防潮ゲートの保守作業(下図参照)に伴い、保安規定の運転上の制限(第 68条の2)の要求事項(取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号による落下機能が動作可能である こと)に抵触する。
- ➤ そのため、予防保全作業として計画的に運転上の制限外に移行することが可能となる作業の対象と するため、第89条第3項の"保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する設備"に下表 のとおり取水路防潮ゲートを追加する。

表89-1

関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第68条の2	・取水路防潮ゲート	<u>原子炉1基以上が</u> モード1、2、3お よび4以外	・発電所構外の観測潮位に異常がないこと、現地 の手動操作に必要な資機材が確保されているこ と、および現地の手動操作によりゲートを落下 できる体制が確立されていることを確認する。	<u>点検前^{※5}</u> その後の8時間に 1回



2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(5/10)

(2)第89条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)について(2/2)

- これら青旗作業を適用している期間においても、安全上必要な機能(津波襲来前に取水路防潮 ゲートを閉止)を維持できるよう、現地の手動操作によりゲートを落下できる体制を確立する。
- 具体的には、下図に示す手順で対応することにより、大津波警報が発令された場合、発電所構外の 観測潮位にて情報が発信された場合および発電所構外の観測潮位が欠測した場合のいずれの場合 においても、発電所に津波が到達する前に、作業前のゲート開閉状態へ復旧することが可能である。

【大津波警報が発令された場合】

の連絡

地震・津波情報入手

潜水作業員退謝

ゲート落下防止処置 (休止ビン、ストッパー) の解除

一卜閉止 (遠隔閉止)

クレーンによるゲート据付け・閉止

制御室

青旗作業中の対応 時間 2分 5分 中央制御室 1分 清掃作業中もゲートが 1分 設備から退避する 1分

内で据付け可能 - 卜降下距離12m、ク ン巻上フック速度約 /分より2分と評価

【発電所構外の観測潮位が欠測した場合】



【発電所構外の観測潮位の情報が発信された場合】

			対応に係る各ステップに要する 時間および説明	
		10 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60	時間	説明
	潮位観測システム(防護用)にて警報発信		044	通常潮汐か60.5m変動を検知すれば 中央制御室にて警報発信
ф	潮位変動の判断 連転員の指示等		5分	-
央制	循環水ポンプ停止		5分	-
御室	ユニットトリップ	高浜発電所に	277	-
至	ゲート閉止(遠隔閉止)	津波到達43分▽	1分	-
	発電所構外の観測潮位にて情報発信	▽発電所構外の観測地 点に津波到達31分	5分	通常潮汐から10分以内に0.5m変動 検知すれば、中央制御室にて情報発信
現	潜水作業員退避		1分	-
地	ゲート落下防止処置 (休止ビン、ストッパー) の解除	1114	1分	-

地震・津波発生からの経過時間 (分)

10 12 14 16 18 20 22

高温

1分

11分

対応に係る各ステップに要する 説明 通常潮汐から0.5m変動を検知すれ ば、中央制御室にて警報発信 時間 0分 潮位変動の判断 運転員の指示等 循環水ポンプ停止 中央制御室 1分 - 加 通常潮汐から10分以内に0.5m変 動を検知すれば、中央制御室にで情 複発信 1分 ゲート降下距離6m、クレーン巻上2。 発電所構外の観測潮位にで情報発信 クレーンよるゲート閉止 ゲート設備物やの11 据付け可能 ゲート降下距離12m、クレーン巻上 フック速度約10m/分より2分と評価 現地 クレーンによるゲート据付け・閉止

(防潮ゲート直下の清掃時)

(防潮ゲートの取替え時)

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(6/10)

(3)添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に 係る実施基準)について(1/3)

○発電所構内で取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応

安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 (中略)

4 手順書の整備

(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、 以下の活動を実施することを社内標準に定める。

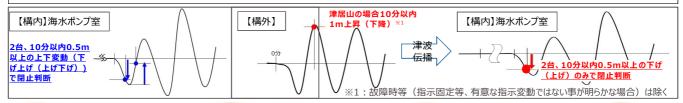
(中略)

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応

<u>取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認※した場合の対応</u> ア<u>当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止(プラント停止)する。また、A中央制御室から</u> 取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。

当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する

: 「潮位観測システム (防護用) のうち、2 台の潮位計の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5 m以上下降し、 <u>潮位から 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること、または 10 分以内に 0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内</u> <u>0.5 m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経</u>からの流入(以下、「敷地への遡上」という。)ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変 動を観測し、その後、潮位観測システム(防護用)のうち、 2 台の潮位計の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5 m以上 下降すること、または 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた連携により確認(この条 件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。以下、同じ。)



さらに実運用として、上記手順に加え、津波防護施設ではないが、潮位観測システム(補助用) 具体的には、潮位観測システム(補助用)を用いて、1号および2号炉当直課長と3号および4号炉当直課長は、他号炉の観測潮位の動向を把握することを社内標準に定める。

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(7/10)

8

(3)添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に 係る実施基準)について(2/3)

〇発電所構外で津波と想定される潮位の変動を観測した場合(発電所構外の観測潮位欠測時)の対応

5 津 波 (中略)

5. 4 手順書の整備

(中略)

d. 車両の管理

安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。

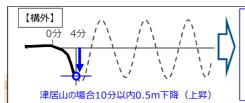
(中略)

h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応

(中略)

- (b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応
- ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。
- イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。
- ウ<u>土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中断に係る措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施</u> する。
- 工<u>安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</u>
- 才 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。
- カ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。

(ト記「オ」の記載は、LLW輸送車両等の漂流物化防止対策を実施することの明確化のため、今後修正する。)



津波襲来に備えた対応

- ・防潮ゲート保守作業の中止
- ・構内の一般車両の退避※1
- ・輸送船の退避※2
- ・輸送車両等の退避
- ・ゲート落下機構の確認
- ・津波監視カメラによる監視



その後、「発電所構外にて「プラント影響のある津波」を検知した場合」に該当した場合は、7頁同様の対応を実施

※2:故障時等は除く。

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(8/10)

9

(3)添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に 係る実施基準)について(3/3)

〇発電所構外の観測潮位を用いた運用

- ✓ 既往観測潮位(フロート式水位計)および当社潮位計(差圧式水位計)による詳細運用を下表に示す。
- ✓ なお、他地点への潮位計設置等の更なる安全性向上に係る取組みの検討状況については今後、安全性向上評価届出書等にてご確認いただけるものと認識している。

表 既往観測潮位および当社潮位計による詳細運用

	判断方法	イメージ		
通常時	既往観測潮位計または当社潮位計のいずれか1台がプラント影響(の可能性) のある津波を検知すれば、津波襲来に備えた対応を実施する。	既往観測潮位計 1/2	当社潮位計	
1台故障時	故障した潮位計を除外する。 故障した潮位計を復旧するまでの間は、 健全な1台で継続監視し、プラント影響 (の可能性) のある津波を検知すれば、 津波襲来に備えた対応を実施する。	既往観測潮位計が故障した場合 既往観測潮位計 1/1	当社潮位計	
2台故障時	2台故障の可能性は低いと考えるが、保守的に欠測と同時に原則、津居山地点に津波が襲来したものとし、津波襲来を判断した際と同様の対応を実施する。本運用を保安規定・社内標準に定め、確実に運用する。			

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(9/10)

10

(4)保安規定附則記載について

✓ 新規制基準適合のための1、2号保安規定申請(=取水路防潮ゲート3門以上を開状態とすることにつながる申請)の附則5項において、警報なし津波に係る内容を以下の①、②の記載方針に基づき規定することとし、保安規定変更認可申請の補正申請にて対応する。

本規定施行の際、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定 (構外の観測潮位を用いた運用を含む)については、

- ①1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日(構外の観測潮位を用いた運用を含む)、
- ②または、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日のいずれか遅い日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

保安規定の変更内容(添付2)

変更前

c. 取水路防潮ゲートの管理

<u>(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運</u> 用とする。

(b) 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、3号炉および4号炉の循環水ボンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。

変更後

b. 取水路防潮ゲートの管理

<u>(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運</u> 用とする。

(b) 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、 または3門が閉止した場合は、3号炉おまび4号炉の 循環水ポンプを全 台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。

2. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応(10/10) 11

(5) 津波警報等が発表されない可能性のある津波発生時の情報連絡について

津波警報等が発表されない可能性のある津波が発生した場合の社内および社外の情報連絡について、 社内標準等に基づき情報発信する仕組みを整備しており、「警報なし津波の検知からプラント停止前まで」 と「警報なし津波に伴うプラント停止後」に分けて説明する。

1. プラント停止までの情報連絡

- (1) 構外又は構内の潮位計で10分以内0.5m以上下降、又は上昇を確認した時点
 - 当直課長は、他方の中央制御室の当直課長に警報が発信したことを報告する。
 - 当直課長は、発電室長(夜間・休日の場合は当番者)に報告する。
 - ・ 発電室長(または当番者)は、所内の関係者へ遅滞なく連絡する。
 - 連絡を受信した関係者は、プラント停止の可能性に備え、社外への情報発信等に向けて社内関係者の体制確立を行う。
 - 当直課長は、所内一斉ページングによる退避指示や作業関係課への連絡を行う。
- (2) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達していることを確認した時点
 - 1号および2号炉当直課長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達し、1 号及び2号炉の循環水ポンプ停止(プラント停止)したことを3号及び4号炉当 直課長に連絡する。
 - 3号および4号炉当直課長は、3号および4号炉の循環水ポンプ停止(プラント 停止)し、1号及び2号炉当直課長へ報告する。報告を受けた1号及び2号炉 当直課長は取水路防潮ゲートを閉止する。
 - 当直課長は、原子炉トリップを所内一斉ページングするとともに発電室長に連絡する。

(プラント停止前)

津波襲来までの時間が少ないことも踏まえ、 社内関係箇所への連絡を確実に実施し、 津波警報等が発表されない可能性のある津波発生時の対応操作、退避指示及 び作業関係課への連絡等に万全を期す こととする。

2. プラント停止後の情報連絡

(1) 社内の情報連絡

保安規定第134条に基づき、保安規定第91条に規定する異常(手動原子炉トリップを 含む)が発生した場合、所長、原子炉主任技術者および経営責任者(社長)へ報告する。 (2) 社外の情報連絡

立地地域の安全協定に基づき報告が必要な事象であり、プラント停止までの情報連絡にて確立した体制(夜間・休日は通報連絡の当番体制)にて<u>津波の襲来により発電停止したこ</u>とを直ちに対外連絡する。

なお、原子炉施設の故障によらない自然現象に由来した計画外の運転停止事象については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条に基づき報告が必要な事象には該当しない。

(プラント停止後)

上記1. にて確立した体制(夜間・休日は通報連絡の当番体制)にて、**警報** なし津波によりプラント停止したことをトラブル発生に相当する体制・スピードで 社外へ情報発信を行う。

〇高浜3,4号炉 有毒ガス防護について

高浜1,2号炉に先行して認可されている高浜3,4号炉の有毒ガス防護については、「有毒ガス防護に 係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の改正を踏まえた、 設置変更許可申請、工事計画認可申請にて規定した事項について、運転段階で遵守すべき活動を保安規 定に規定した。(2020年3月30日原規規発第20033018号にて認可)

有毒ガス防護に係る 運転段階で遵守すべき活動 (設置変更許可申請、工事計画認 可申請より)

- ① 固定源、可動源の管理 (固定源・可動源の見直しがある場合 に、必要な有毒ガス防護を取ることの 明確化)
- ② 固定源からの防護対策を不要と する評価条件の維持管理 (防液堤等の施設管理・運用管理)
- ③ 可動源からの防護対策 (立会人の随行、通信連絡設備によ る連絡体制、換気設備の隔離、防 護具着用、終息活動等)
- ④ 予期せぬ有毒ガス発生時の防 護対策
- (通信連絡設備による連絡体制、防 護具の着用、防護具のバックアップ 体制整備)

保安規定への反映概要

第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の

(記載概要)

- ・安全・防災室長は、添付2に従った計画を作成 し、各課(室)長は計画に従った活動を行う。 ・安全・防災室長等は、計画の実施状況を定期 的に評価し、必要に応じて計画を見直す。
 - 添付2 (火災、溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準) 7. 有毒ガス

 - 7.1 要員の配置 7.2 教育訓練の実施
 - 7.3 資機材の配備
 - 7. 4 手順書の整備
 - (①、②、③、④を規定)
 - 5 定期的な評価
 - 7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止する ための措置

- 第18条の5 (SA発生時の体制の整備) (記載概要)
- ・安全・防災室長は、添付3に従った計画を作成 し、各課(室)長は計画に従った活動を行う。 ・安全・防災室長等は、計画の実施状況を定期 的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

添付3 (SA、大規模損壊対応に係る実施基

- 1. 重大事故等対策
 - 1.3 手順書の整備

(①、②、③、④を規定)

その他、第5条(保安に関する職務)、第8条(原子力発電安全運営委員会)、第10条(原子炉 主任技術者の職務等)、第15条(運転管理に関する社内標準の作成)、第18条(火災発生時の 体制の整備) 他第18条の項目、第131条 (所員への保安教育) 及び第132条 (請負会社従 業員への保安教育)に反映した。

3. 高浜1, 2号炉 有毒ガス防護(2/2)

13

〇高浜1,2号炉 有毒ガス防護の追加に伴う保安規定の変更について

高浜1,2号炉を有毒ガス防護対象に加えるにあたり、高浜3,4号炉で規定した「運転段階で遵 守すべき事項」に包絡されるかの確認を行った。有毒化学物質の管理等は、発電所としての運用を定める ものであるため包含されており、今回1,2号炉の運転員全体に防護範囲を拡大することに伴い1, 号炉中央制御室換気設備の名称を明確化することとした。

また、「有毒ガス(3号炉および4号炉)発生時」と対象を3号炉および4号炉に設定しているものは、 全号炉を対象とするために記載の適正化を行った。

有毒ガス防護に係る運転段階で遵守すべき活動	1,2号炉 有毒ガス防護の追加にあたっての変更要否と理由		
① 固定源、可動源の管理 (固定源・可動源の見直しがある場合に、必要な 有毒 ガス防護を取ることの明確化)	否	・固定源・可動源の管理は、既に発電所全体として運用しているため、 3,4号炉のための有毒ガス防護の運用に包含される。	
② 固定源からの防護対策を不要とする評価条件 の維持管理 (防液堤等の施設管理・運用管理)	否	・固定源の評価条件の維持管理は、既に発電所全体として運用してるため、3,4号炉のための有毒ガス防護の運用に包含される。	
③ 可動源からの防護対策 (立会人の随行、通信連絡設備による連絡体制、	否	・対策のうち立会人の随行、通信連絡体制及び終息活動については、 既に発電所全体として運用しているため、3,4号炉のための有毒 ガス防護の運用に包含される。 ・対策のうち防護具着用は、既に4基運転を前提とした防護具の数 量を配備しているため、追加となる運用事項はない。	
換気設備の隔離、防護具着用、終息活動等)	要	・対策のうち換気設備の隔離は、今回1,2号炉の運転員全体に防護範囲を拡大することから、1,2号炉の中央制御室換気設備を明確化する。	
④ 予期せぬ有毒ガス発生時の防護対策 (通信連絡設備による連絡体制、防護具の着用、 防護具のバックアップ体制整備)	否	・対策のうち通信連絡体制及び防護具のバックアップ体制整備については、既に発電所全体として運用しているため、3 , 4 号炉のための有毒ガス防護の運用に包含される。 ・対策のうち防護具着用は、既に4基運転を前提とした防護具の数量を配備しているため、追加となる運用事項はない。	

参考資料

(参考1) 取水路防潮ゲートの挿入試験結果について

15

1. 目的

取水路防潮ゲートの取替作業を模擬した試験を実施し、ゲート取替作業の時間成立性を検証する。

2. 試験方法

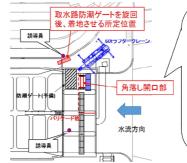
取水路防潮ゲートの挿入試験は、60 t ラフタークレーンにより、取水路防潮ゲートの開口部(ゲート挿入部)と同じ寸法の開口に予備の取水路防潮ゲートを挿入して実施する。なお、取水路防潮ゲートの開口部(ゲート挿入部)は、取水口の角落し部に鋼製の治具を取り付けることにより模擬することとした。

<具体的な試験方法>

- ① 玉掛した取水路防潮ゲートを角落し 開口部に挿入した状態から吊り上げ、 所定位置に旋回、着地させる。
- ② 取水路防潮ゲートを所定位置から地切り後、角落し開口部に挿入する。 (具体的な配置等は右図参照)

3. 試験結果

- ○取水路防潮ゲート挿入試験の実施 状況を右図に示す。
- ○挿入試験の結果、「クレーンによる ゲート据付け・閉止」に要する想定時 間11分に対し、3回とも旧ゲートの 引き抜きから新ゲートの挿入まで3分 以内で実施でき、ゲート取替作業の 成立性が確認できた。





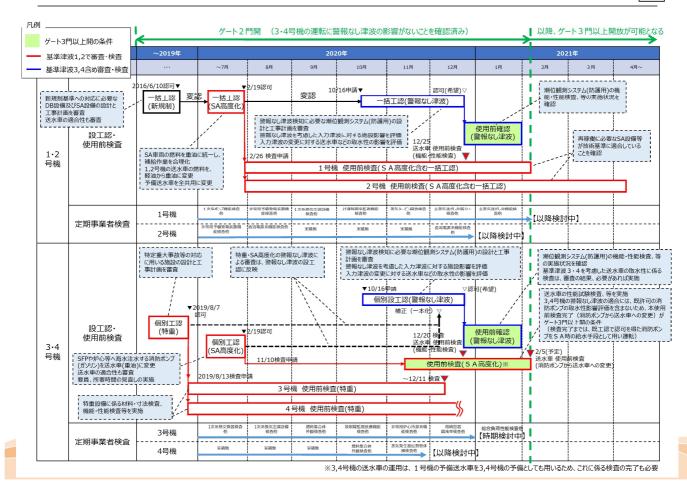


取水路防御ゲートを角落し開口部に挿入した状態から吊り上げ、 所定の場所に移動。



② 所定位置から地切り後、取水口角落し開口部に挿入





(参考3)保安規定変更認可申請案件の整理

17

> 高浜発電所1,2号炉の新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請とこれまでに処分いただいた案件との関係は下表のとおり。

●:許	認可済み、○:申請中、- :申請対象外	※1 令和2年1月16日に原規規発第200116					こでいくSA両及1Lのみ)
No	変更案件	概要	設置許可 (設)工認		保安期 1.2号	3,4号	備考
1	・1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の重大事故等対処設備の 設置及び体制 の整備等	・新規制基準適合に係る変更	・平成28年4月20日付 け原規規発第 1604201号	・平成28年6月10日付け原規規 発第1606104(5)号	0	3,479	新規制一括
2	1号炉、3号炉及び4号炉の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の変更	・アニュラス空気再循環設備等の設置に係る変更 ・溶水源として考慮すべき事象、設備の範囲の拡張に係る変 更	・平成30年12月12日 付け原規規発第 1812122号	◆ ・令和元年6月21日付け原規規 発第1906217(8)号 ・平成31年1月28日付け原規規 発第1901281(2)号	0	•	
3	・安全保護系設定値の見直しに伴う変更	・1 号炉及び2 号炉の安全上保護すべき値(安全解析使 用値など)に安全余裕を考慮した値に保安規定値を変更	-	-	0	•	
4	・安全保護回路デジタル化に伴う変更	・1 号炉及び2号炉の安全保護回路のデジタル化に伴い、 設定値に付されている誤差の記載を削除	● (No.1と同じ)	• (No.1と同じ)	0	•	新規制一括に含 む
5	・1 号炉及び 2 号炉の取替燃料集合体最高燃焼度の変更	・1 号炉及び2 号炉において、燃料集合体最高燃焼度制限を引き上げた高燃焼度燃料 (燃料集合体最高燃焼度55,000MWd/t) を導入することに伴う変更	● ・平成22年04月19日 付け平成20・08・12原 第33号	● ・平成24年3月29日付平成24・ 02・07原第10(11)号	0	-	
6	・1号炉及び2号炉の中央制御盤取替等に伴う変更	・1号炉及び2号炉の中央制御盤取替等に伴う盤名称等 の変更	● (No.1と同じ)	● (No.1と同じ)	0	-	新規制一括に含 む
7	・管理区域図の変更	・内部溢水対策としての主蒸気・主給水配管区画化及び、 格納容器上部にドーム状の鉄筋コンクリート造の上部遮蔽を 設置する工事に伴い管理区域図を変更	-	-	0	-	
8	・1 号炉及び2 号炉の所の業投資を需要を確し(3 系統目)の設置 ・1 号炉、2 号炉、3 号炉及び4 号炉の重大事故等対処設備及び体制の一部 変更(5 A 高度化)	- 蓄電池 (3 系統目) の設置に係る変更 ・S A 高度化に係る変更	● ・令和元年9月25日付 け原規規発第 1909253号	◆ ・令和2年2月19日付け原規規発 第2002192(3)(4)(5)号	0	O*1	SA高度化のみ (蓄電池(3系統 目)は別申請)
9	・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所 特定重大事故等対処施設等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針の追加	・有毒ガス発生時の対応に係る変更	・令和2年1月29日付 け原規規発第 2001292号	◆ ・令和2年3月30日付け原規規発 第2003304(5)号	0	•	T12有毒ガスのみ (T12特重有毒ガ ス防護は別申請)
10	・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応	・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更	・令和2年12月2日付 け原規規発第 2012026号	〇 (審査中)	0	0	
11	・1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉における地震時の燃料 被覆管の閉じ込め 機能の維持	・燃料被覆管の閉じ込め機能要求追加に係る変更	•	•	-	-	
12	・1号炉及び2号炉 大容量ポンプ及び送水車使用時の停止位置変更	・大容量ポンプ及び送水車の使用時の停止位置変更	-	● ※2	-	-	※2 手続き不 要と判断
13	・中央制御室の居住性評価への1~4号炉同時被災の反映	・1 号炉、2 号炉、3 号炉及び4 号炉の同時被災を考慮した場合の重大事故等時の居住性に係る被ばく評価について、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更	-	0	-	-	
14	・1 号炉及び 2 号炉設備の外部遮蔽が要求される時期を明確化	・高浜1、2号炉の外部遮蔽について、共用時期及び共用 範囲について明確化	-	● ※3	-	-	※3 軽微変更 届出

✓ 作業は年間数日程度であり、夜間作業がないこと、欠測時の輸送車両等の退避による作業中断は、輸送工程への影響が大きいことから、作業時は津居山地点に人を配置し、仮に津居山地点からの潮位伝送に異常が生じた場合には、現地にて可搬型のスケール等にて潮位を確認し、潮位の観測が途切れないよう対応 (2020/9/16提出「設置変更許可 まとめ資料 第三編 耐津波設計方針の検討経緯 より」)

1. 可搬型のスケール等(仮設潮位計)の設置イメージ

○構外潮位計全台欠測時に使用する仮設潮位計を右図に示す。海水面に浮かせたフロートにレーザーを照射することにより、潮位変動を観測する。潮位の変動データは、現地設置PCに伝送し、測定結果を確認する。なお、情報発信基準のセット値については、他の構外潮位計の考え方と同様に「10分以内に0.45mの水位が下降(上昇)」とする。

2. 監視体制

○構外潮位計が全台欠測した場合、津居山地点に現地監視人(2人)にて、仮設潮位計で潮位観測を開始し、津波監視を行う。

3. 通報連絡フロー

○構外潮位計全台欠測時及び情報発信基準超過時の通報連絡フローを右図に示す。 事前に確立された体制で、携帯電話(2台(予備1台含む))にて情報連絡を行う。 構外潮位計全台欠測時点から、常時通話状態とし、通話ができないことが確認できた 時点で、保守的に「4. 構外潮位が観測できない場合の対応」を行うこととする。

4. 構外潮位が観測できない場合の対応

○構外潮位計及び仮設潮位計のいずれによっても潮位が観測できない場合は、保守的に、津居山地点に津波襲来を判断した際と同様に、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避ならびに漂流物化防止対策を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。

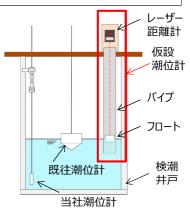


図 仮設潮位計のイメージ



高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請に係る 審査会合におけるご指摘事項への回答について (津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応)

2020年12月22日 関西電力株式会社

審査会合におけるご指摘事項(目次)

1

2020年12月10日の審査会合における指摘事項回答

✓ 前回の審査会合で下表の指摘を受けたため、本日回答する。

No.	指摘事項	頁			
1	保安規定に記載する潮位計に含まれる構成品(演算装置、モニタ、電源)を明確化すること。	P2			
2	AOT (動作可能な潮位計が2台未満になった場合、12時間以内にモード3、56時間以内にモード5とした後に取水路防潮ゲートを閉止するとしていること) について、参考としたDB設備のAOTも含め、考え方を説明すること。	P3∼7			
3	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合等において、「構外の観測潮位に 異常がないこと」を確認するが、潮位異常なのか、設備異常なのか明確にすること。 (構外潮位計の種類、故障モード等を踏まえ説明すること。)	P8~11			
4	警報なし津波が地震起因でないこと、既存の通信連絡設備も含め、衛星電話(津波防護用)のLCO/AOTを説明すること。	P12~ 13			
5	附則の記載のうち「津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定」の整理を踏まえ、下部規定等で明確になる仕組みを説明すること。	P14			

○指摘事項

保安規定に記載する潮位計に含まれる構成品(演算装置、モニタ、電源)を明確化すること。

〇回答

- ✓ 潮位計は、システムとして、「潮位検出器」、「電源箱」、「演算装置」、「監視モニタ」で構成されている。(下図参照)
- ✓ 保安規定第68条の2において、以下のとおり潮位計の定義を記載し、明確化する。

保安規定記載方針

(津波防護施設)

第68条の2 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、津波防護施設は、表68の2-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2. 津波防護施設が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1日に1回、ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと、ならびに潮位観測システム(防護用)のうち<mark>潮位計(潮位検出器、監視モニタ(モニタ、電源箱、演算装置)を含む。</mark>以下、本条において「潮位計」という)が動作可能であることを確認する。

(以下略)

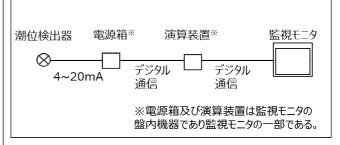


図 潮位計のシステム構成図

審査会合における指摘事項の回答(No.2)(1/5)

3

○指摘事項

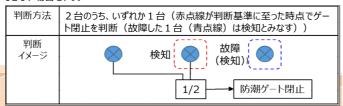
AOT (動作可能な潮位計が2台未満になった場合、12時間以内にモード3、56時間以内にモード5とした後に取水路防潮ゲートを閉止するとしていること) について、参考としたDB設備のAOTも含め、考え方を説明すること。

〇回答

✓ 潮位計が L C O 逸脱した場合の要求される措置、A O T を右表に示す。

<2台の潮位計が動作可能※1である場合>

- ✓ 要求される措置のB.1で、動作不能※2となっている潮位計 1台を取水路防潮ゲート閉止判断基準に係る潮位変動 を確認した(検知)と扱うのは、動作可能な潮位計が残り 2台となった場合に、故障による検知失敗の可能性を低減 し、3台中2台の検知による判断と同等の信頼性を確保 するためにこのような扱いとしているものである。(なお、動作 可能な潮位計による津波の検知がなければ条件Bでは取 水路防潮ゲートを閉止しない。下図参照)
- ※1:動作可能とは、監視モニタにて潮位変化量の表示及び警報の発信ができる場合をいう。
- ※2:動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルを除外する場合又は演算装置のハードウェア又はソフトウェアの故障等により、監視モニタにて潮位変化量を表示又は警報を発信できない場合をいう。



【潮位計の悪求される措置、AOTについて】

【潮位計の安水Cれる拍直、A U I について】				
条 件	要求される措置	完了時間		
B. 2台の潮位計が 動作可能である 場合	B.1 当直課長は、3 台のうち動作不能 となっている潮位計 1 台にて取水路 防潮ゲートの閉止判断基準に係る 潮位変動*4を確認したとみなす。 および	速やかに		
	B.2 当直課長は、動作不能となっている 潮位計を動作可能な状態に復旧 する措置を開始する。	速やかに		
C. モード1、2、3 および4において	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および	12時間		
2 台未満の潮位 計が動作可能で	C.2 当直課長は、モード 5 にする。 および	56時間		
ある場合	C.3 当直課長は、モード5到達後、取 水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに		
D. モード5、6および使用済燃料 ピットに燃料体を 貯蔵している期	D.1 当直課長は、動作不能となっている 潮位計を動作可能な状態に復旧 する措置を開始する。 および	速やかに		
間において2台未満の潮位計が動作可能である場合	D.2原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。	速やかに		
	D.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう 素濃度が低下する操作を全て中止 する。 および	速やかに		
	D.4当直課長は、1次冷却系の水抜き 操作を行っている場合は、水抜きを 中止する。 および	速やかに		
	D.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを 閉止する措置を開始する。	速やかに		

審査会合における指摘事項の回答(No.2)(2/5)

4

<2台未満の潮位計が動作可能である場合>

✓ 動作可能な潮位計が2台未満となった状態では、津波検知ができず、津波防護機能を喪失している状況であることから、津波襲来の有無に係わらず取水路防潮ゲートを閉止する。

<2台未満の潮位計が動作可能である場合のAOTの考え方>

✓ 2 台未満の潮位計が動作可能である場合、取水路防潮ゲートが「開」状態のまま、警報なし津波が襲来 する可能性があるため、この場合の影響と対応について、押し波と引き波に分けて下表に整理する。

	取水路防潮ゲートが閉止できない場合の影響	対応
押し波	1.海水ポンプモータ下端まで津波が到達し、機能保持できない可能性がある。 2.津波が敷地へ遡上する可能性がある。	1.津波により海水ポンプが機能喪失した場合には既に整備 済みの海水系機能喪失時の手順により対応する。 2.津波襲来に備え、作業中断、人と車両の退避を行う。
引き波	1.海水ポンプの取水可能水位を下回り、機能保持できない可能性がある。	1.津波により海水ポンプが機能喪失した場合には既に整備 済みの海水系機能喪失時の手順により対応する。

- ✓ プラントへの影響としては、押し波、引き波のいずれの場合においても海水ポンプの機能喪失が考えられる。
- ✓ 取水路防潮ゲート閉止にあたっては原子炉停止が必要なところ、津波が襲来している状態ではないことから、 原子炉を通常停止した後に取水路防潮ゲートを閉止することとし、AOT設定にあたっては、影響を受ける 可能性のある「海水ポンプ」が機能喪失した場合の原子炉停止に係るAOTを参照した。⇒「5」ページ
- ✓ また、取水路防潮ゲート閉止(原子炉停止)までの津波襲来を考慮した措置について、プラント以外への 影響の観点も含め検討した。⇒ 6 ページ

〈海水系機能喪失時の手順〉

- ①現場確認を行い、海水系統の機能回復操作を試みる。
 - 引き波により運転中の海水ポンプが停止した場合には、他の停止中(待機中)の予備機の海水ポンプを使用することで、海水冷却機能が回復すれば、モード 5 (低温停止)に移行することが可能である。
- ②海水冷却機能が回復しない場合であっても、2次系(蒸気発生器)による原子炉の冷却を行いつつ、大容量ポンプによる代替補機冷却水通水および格納容器内自然対流冷却の準備(想定準備時間約7.5時間)を並行して進める。 代替補機冷却の準備完了後は、余熱除去系統の冷却による原子炉の冷温停止に移行する。

審査会合における指摘事項の回答(No.2)(3/5)

5

<u><2台未満の潮位計が動作可能である場合のAOTの考え方(続き)></u>

✓ 海水ポンプ(原子炉補機冷却海水系に含まれる)のAOTを下表に示す。 「原子炉補機冷却海水系2系統が動作不能」(海水ポンプが全台機能喪失している状態を含む)の場合、下表赤枠のとおりモード移行することとしている。「2台未満の潮位計が動作可能である場合」(海水ポンプは機能喪失していない)においても、津波襲来時に取水路防潮ゲートにより防護すべき設備である海水ポンプの機能喪失時に設定している規定と同様に、12時間以内にモード3、56時間以内にモード5へ移行することとする。

【原子炉補機冷却海水系のAOTについて】

状態	原子炉補機冷却海水系のAOT	備考
1 系統が動作不能	10日(動作可能な状態に復旧) および 4時間(その後の8時間に1回) (残りの検討が動作可能であることの確認)	保安規定第68条 3項
2系統が動作不能	13時間以内にモード3、57時間以内にモード5へ移行※	保安規定第88条 5項

- ※:88条5項に基づくAOTは、条文毎に要求される措置のいずれの条件にも該当しないと判断した場合に適用するものであるため、その判断した時間から手順書確認、負荷降下のための中給指令所への連絡等の諸準備が必要なことから、1時間の準備時間を含んでいる。
- ✓ また、津波防護機能を早期に回復させる観点から、機能喪失した潮位計を可能な限り短時間で復旧する ことが重要と考え、動作不能となった潮位計を速やかに復旧する措置を開始することを保安規定に定める。
- ✓ さらに、モード移行後においても津波防護機能は要求されることから、モード5到達後速やかに取水路防潮 ゲートを閉止することについても規定する。

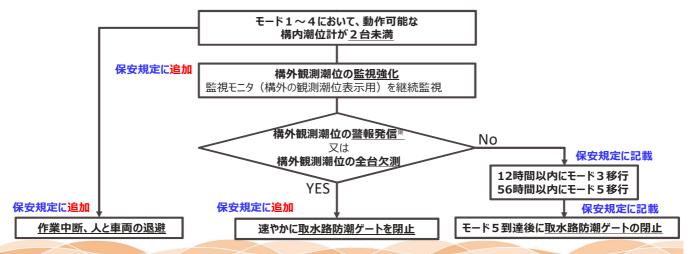
審査会合における指摘事項の回答(No.2)(4/5)

6

<2台未満の潮位計が動作可能である場合のAOTの考え方(続き)>

- ✓ 構外の観測潮位は「予防保全を目的とした点検・保修」や「車両退避」等に係る運用で活用することとして おり、取水路防潮ゲート閉止までのモード移行中は津波防護機能が喪失した状況であることを踏まえると、 「動作可能な潮位計が2台未満」という状況でも構外の観測潮位を活用することとした。
- ✓ 具体的には、構外観測潮位の監視強化をした上で、下記フローに基づき対応することを保安規定に定め、 取水路防潮ゲート閉止(原子炉停止)までの期間においても津波防護機能を確保する措置を講じる。
- ✓ また、取水路防潮ゲートを閉止できない場合には、津波が敷地へ遡上しプラント以外への影響の可能性も あるため、「作業中断」並びに「人及び車両の退避」に係る措置も講じることとする。

【動作可能な潮位計が2台未満の状況における構外の観測潮位の活用フロー】



※:プラント影響の可能性がある津波(10分以内0.5m上昇(下降))を確認した場合

審査会合における指摘事項の回答(No.2)(5/5)

7

<2台未満の潮位計が動作可能である場合のAOTの考え方(続き)>

✓ 前述の考え方を踏まえ、保安規定第68条の2および添付2の記載について以下のとおり見直す。

【保安規定記載方針】

第68条の2 (津波防護施設)

条 件	要求される措置	完了時間
C. モード1、2、3および4	C.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復	<u>速やかに</u>
において2台未満の潮位計	<u>旧する措置を開始する。</u>	
が動作可能である場合	<u>および</u>	
	C <u>.2</u> 当直課長は、モード3にする。	12時間
	および	
	C <u>.3</u> 当直課長は、モード5にする。	5 6 時間
	および	
	C.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに
	<u>および</u>	
	C.5 当直課長は、発電所構外において津波と想定される潮位の変動	<u>速やかに</u>
	を観測した場合または発電所構外の観測潮位が欠測した場合は、	
	<u>取水路防潮ゲートを閉止する。</u>	

添付2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準)

5 津波

- 5. 4 手順書の整備
 - (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 - h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応
 - (c) 動作可能な潮位計が2台未満となった場合の対応
 - ア. 当直課長は、発電所構外の観測潮位による津波の襲来状況の監視を行う。
 - イ. 安全・防災室長は、作業の中断、所員と車両の退避に係る措置を実施する。

〇指摘事項

予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合等において、「構外の観測潮位に異常がないこと」を確認するが、潮位異常なのか、設備異常なのか明確にすること。 (構外潮位計の種類、故障モード等を踏まえ説明すること。)

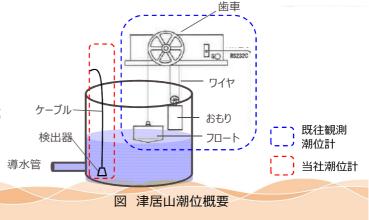
〇回答

- ✓ 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合等において、「構外の観測潮位に異常がないこと」を確認したうえで、作業を実施することとしている。具体的には、作業実施前に通常の潮汐とは異なる潮位変動及び設備故障がないことを確認し、各種点検・保修に着手する。
- ✓ 上記を踏まえ、予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の点検時の措置に係る記載を「構外の 観測潮位に通常の潮汐とは異なる潮位変動や故障を示す指示変動がないこと」と見直すこととする。

<構外潮位計の種類>

津居山の既往観測潮位計はフロート式を採用 しており、フロートの浮き沈みによりワイヤが上下 し、歯車で水位の変動を検知する。

また、当社が新たに設置する潮位計は、差圧式 を採用しており、水頭圧を測定することで水位の 変動を検知する。(右図参照)



審査会合における指摘事項の回答(No.3)(2/4)

9

<構外潮位計に想定される故障モード>

- ✓ 既往観測潮位計及び当社潮位計の故障モード、故障時に想定される監視モニタ(構外の観測 潮位表示用)の指示変動及び指示変動に伴う故障確認をそれぞれ次頁の表 1 , 2 に示す。
- ✓ 故障モードによって、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の指示は、指示固定、スケールダウン又はスケールオーバーとなる。



図 監視モニタ (構外の観測潮位表示用)の指示変動イメージ

<設備故障の確認方法>

- ✓ 指示固定した場合は監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「信号不信頼」、スケールダウン又はスケールオーバーした場合は監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「故障」の**警報が発信する設計**としている。
- ✓ <u>運転員は、中央制御室において、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。</u>

審査会合における指摘事項の回答(No.3)(3/4)

10

表1 既往観測潮位計(フロート式)の故障モード等の整理表

故障モード	監視モニタ指示変動	指示変動に伴う判断方法
ワイヤ断裂(おもり側)	指示固定	監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「信号不信頼」の警報が発信し、運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
歯車固着	指示固定	同上
導水管詰まり	指示固定	同上
ケーブル地絡、電源断※	スケールダウン	監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「故障」の警報が発信し、運転員は、監視モニタ (構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測 潮位表示用)の画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即 座に故障を確認できる。
変換器故障、データ収録エラー※	スケールダウン又はスケール オーバー	同上

※:津居山既往観測潮位にて電源断及びデータ収録エラーによる故障実績有あり

表 2 当社潮位計 (差圧式)の故障モード等の整理表

No DE DEMONSTRUCTION OF THE PROPERTY		
故障モード	監視モニタ指示変動	指示変動に伴う判断方法
検出器圧力導入 口の詰まり	指示固定	監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「信号不信頼」の警報が発信し、運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
導水管詰まり	指示固定	同上
ケーブル地絡、電源断	スケールダウン	監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「故障」の警報が発信し、運転員は、監視モニタ (構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測 潮位表示用)の画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即 座に故障を確認できる。
変換器故障、データ収録エラー	スケールダウン又はスケール オーバー	同上

審査会合における指摘事項の回答(No.3)(4/4)

11

<通常の潮汐とは異なる潮位変動の確認方法>

津居山地点における過去の潮位データを踏まえ、平常時の短時間の潮位変動は10分間で最大約0.1mであるのに対して、台風などの異常時の潮位変動は10分間で最大0.27m程度であり、通常の潮汐とは異なる潮位変動を確認できる。

・平常時の潮汐による潮位変動

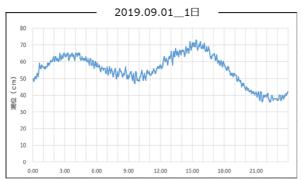
兵庫県の津居山地点において、兵庫県が潮位を計測しているが、観測潮位の瞬時値としてデータ提供を受けた2018年1月から2019年10月までの値で、平常時の潮汐の変動は最大で10分間において約0.10m程度である。

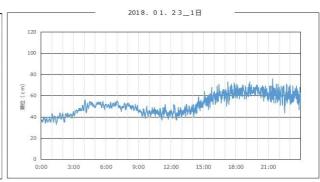
●通常時の潮汐の変動 2019年9月 瞬時値 (60秒間隔採取)

・台風などの異常時の潮位変動

台風などの異常時の潮汐変動について、代表として若狭湾周辺の潮汐の変動が大きいと想定される2018年の台風21号(中心気圧950hPa)の潮汐変動を確認した。潮汐の変動は大きいところで10分間で0.27m程度である。

●2018年の台風21号の潮位データ 瞬時値 (60秒間隔採取)





- ▶津居山地点における通常の潮位変動においては、10分間の変動量が0.10m程度である。
- ➤ 2018年1月~2019年10月における台風時の潮位データを考慮しても、潮汐の変動は大きいところで10分間で0.27m 程度であった。

○指摘事項

警報なし津波が地震起因でないこと、既存の通信連絡設備も含め、衛星電話(津波防護用)のLCO/AOTを説明すること。

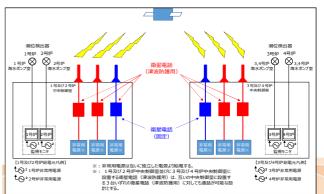
〇回答

<LCOについて>

✓ 潮位観測システム(防護用)は潮位計、並びに中央制御室間で取水路防潮ゲートの閉止 判断を共有するための通信設備である衛星電話(津波防護用)で構成し、津波防護施設 として位置付け、安全機能の重要度分類を取水路防潮ゲート(MS-1)と同等としている ことを踏まえ、潮位計及び衛星電話(津波防護用)のLCO、サーベイランス、要求される 措置及びAOTを設定し、運用・管理する。

項目	運転上の制限	
津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ^{×1} のゲート落下機構により動作可 能 ^{×2} であること	
	(2) 潮位計 3 台が動作可能*3であること	
	(3) 衛星電話 (津波防護用) 4台*5*6が動作可能であること	

※5:衛星電話(津波防護用) 4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の 各々2台をいう。また、衛星電話(津波防護用)には、衛星電話(固定)と兼 用するものをA中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることができる。 ※6:衛星電話(津波防護用)と兼用する衛星電話(固定)が動作不能時は、 第85条(表85-20)の運転上の制限も確認する。



審査会合における指摘事項の回答(No.4)(2/2)

13

<AOTについて>

- ✓ <u>衛星電話(津波防護用)の補助設備である保安電話(携帯)、保安電話(固定)及び</u> <u>運転指令設備については</u>、基準地震動に対する耐性は有していないが、津波警報等が発表 されない可能性のある津波が地震起因でないこと等を踏まえると、<u>代替手段として有効</u>と考え、 保安規定に定めることとする。また、同種の通信機器として衛星電話(固定)も有効である。
- ✓ よって、衛星電話(津波防護用)がLCO逸脱した場合の要求される措置として、中央制御室間の連携の容易性の観点から、下表の優先順位により代替の通信手段を速やかに確保 (確保できない場合はプラント停止)する。
- ✓ これにより、中央制御室間で連携できるようにするが、津波防護施設ではないことから L C O 復帰とはせず、衛星電話(津波防護用)を可能な限り短時間で復旧する措置を開始することが必要と考え、動作不能となった設備を「速やかに」復旧する措置を開始することも規定する。

表 代替手段の優先順位

優先		台数	
順位	設備	A 中央 制御室	B 中央 制御室
1	保安電話 (携帯)	7台	7台
2	保安電話(固定)	5台	5台
3	運転指令設備	13台	19台
4	衛星電話(固定)	1台	1台

保安規定記載方針

法女然是記載 为到			
条 件	要求される措置	完了時間	
E.4台未満の衛星電話 (津波防護用)が動 作可能である場合	E.1 電気保修課長は、動作不能となっている設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	<u>速やかに** 7</u>	
	E.2電気保修課長は、代替手段※8を実施する。	<u>速やかに</u>	
F.条件Eの措置を完了 時間内に達成できない	F.1 当直課長は、モード3 にする。 および	12時間	
<u>場合(モード1~4の</u> 場合)	<u>F.2 当直課長は、モード5 にする。</u> および	56時間	
	F.3 当直課長は、モード5 到達後、取水路防潮 ゲートを閉止する。	<u>速やかに</u>	

※7:原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 ※8:保安電話(携帯)、保安電話(固定)、運転指令設備および衛星電話(固定)のいずれかによる通信手段を確保する。

〇指摘事項

附則の記載のうち「津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定」の整理を踏まえ、下部規定等で明確になる仕組みを説明すること。

〇回答

- ✓ 「津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定」の対象条文は、警報なし 津波に係る変更条文すべてとし、第68条の2 (津波防護施設)、第89条 (予防保全を目的 とした点検・保修を実施する場合)、添付2および添付3とする。(詳細は下表及び補足説明資料 参照)
- ✓ 下表の施行時期も含めた詳細運用は、審査結果も踏まえ社内標準へ反映し、管理する。

保安規定条文·項目		記載内容
第68条の2 (津波防護施設)		運転上の制限(サーベイランス、要求される措置等を含む)
第89条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)		表89-1(点検対象設備に取水路防潮ゲートを追加)
添付2 5 津波 5.2 教育訓練の実施	(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時に おける車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。	_
添付2 5 津波 5.4 手順書の整備	(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。	b. 取水路防潮ゲートの管理
		d. 車両の管理
		i. 津波発生時の原子炉施設への影響確認
		j. 施設管理、点検
添付2 6 竜巻 6.4 手順書の整備	(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。	
1添付 3 1 亩大宝双美双带	(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。	引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持なら びに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確